

大名みえ子です

2016. 5. 26 No.324

東海村村松 2401-2

電話・fax 029-284-0761

産廃焼却炉の欠陥について環境省に訴えてきました



手前2人が環境省職員
奥左から塩川てつや衆議院議員、安江弁護士、三好康彦氏、丸山弁護士、木南弁護士、大名、大名

川根区内への産廃焼却施設建設に反対する住民のとりくみの件で、塩川鉄也衆議院議員に場の設定をお願いし、24日、環境省に直接訴えてきました。焼却炉構造に関する専門家の三好康彦氏、3人の弁護士とともに参加してきました。

①廃掃法施行規則12条の2、第5項1号口の「800度以上の温度を保ちつつ2秒以上滞留できる」に関して、一次燃

焼室、二次燃焼室、一次空気、二次空気等が明示規定がないために、本件焼却炉では、燃焼空間、燃焼能力、燃焼負荷計算等の根拠が恣意的に歪められていること。

②設置許可を出す都道府県等により判断が異なり、炉の構造が法に適合していても許可がおりている現実には問題ではないか。

環境省の担当者は「焼却炉の許可は法定受託事務で自治体に権限がおりている。一概にお答えするのは難しい。自治体が個別の施設ごとに判断する」と説明しました。

自治体への運用通知を開示していただくようお願いし、引き続き協議をしていくことが確認されました。

少なくとも許可者自治体によって判断が異なるのではなく、焼却炉の構造が真に法に適合したものが許可されるという仕組みに変える必要があります。



女性遺棄事件米兵犯罪は基地ある限り 再発防止は空論 政府の責任重い

赤嶺衆議院議員は、衆院安保委で、「何の罪もない被害女性の命と未来を奪った卑劣な蛮行を絶対に許すことはできない」と強調。「綱紀粛正・再発防止」を繰り返す政府に対し、3月の那覇市内のホテルでの女性暴行事件が、外出を禁止された米兵による犯行だったことをあげ、「再発防止」として米軍が設けた「リバティール制度」（夜間外出規制）の「抜け穴」はただされたのかと追及しました。同制度では、午前1時～5時の制限時間後に基地に戻れば違反に問われません。赤嶺氏はこの問題を、3月の外務委員会で指摘していました。

外務省の森健良北米局長は、同制度は「完ぺきではない」と認めたものの、再発防止策を議論する日米のワーキングチーム（作業部会）で、米側から「抜け穴はない」と説明されたとして問題はないとの考えを示しました。また、ワーキングチームは議論を交わす場であり、結論を出す場でないことを明らかにしました。

赤嶺氏は、22日にも外出禁止時間帯に米海軍兵が酒気帯び運転で現行犯逮捕されていることをあげ、「米軍は、重大な事件を起こした翌日でさえ、『再発防止策』を破って事件を起こしている。『綱紀粛正・再発防止』という言葉にたいし、『またそれをいうのか』と沖縄県民が怒るのは当然だ」と糾弾しました。

中谷元・防衛相は、「軍属には再発防止策が徹底されていない」と釈明。一方、警察庁は統計資料のある1989年から今年4月末までに、全国で231件の米軍属による刑法犯が発生していることを明らかにしました。

赤嶺氏は、「県民にとっては、軍人も軍属も日米地位協定で保護されており同じだ」と批判。「地位協定と広大な米軍基地があるもとの、軍事優先の社会ができあがっている。再発防止といっても『机上の空論』だ」と強調し、日米地位協定の抜本的見直しと辺野古新基地の撤回を求めました。

(しんぶん赤旗 5月25日)